

重要なお知らせ

《2018年4月1日 新設》

シャクリー会員(ディストリビューター)登録

紹介者の方による事前説明と、登録手続きの手順について

日本シャクリーは、ファミリーのビジネス活動サポートと同時に、ビジネスルールのグローバルブランド化を図るため、既存の「シャクリー会員(メンバー)登録」、およびすでにメンバー登録されている方の「ディストリビューター登録申請」の制度に加えて、2018年4月1日より、『**シャクリー会員(ディストリビューター)登録**』の制度を新設導入いたします。

これは一般消費者の方が、シャクリーの連鎖販売取引形態のビジネスを行なうディストリビューターとして登録をなされる制度ですので、この登録制度を利用される際、ご紹介者の方は、登録なされる方が製品やビジネスについて誤認することのないよう、登録前の説明と登録手続きを下記の手順に沿って必ず実施くださるよう、ご案内申し上げます。

1. **アポイントメント**(シャクリーの説明をするための面談の約束)をとる時には…

- ① 自身の**氏名**と「**日本シャクリーのビジネス会員(個人事業主)であること**」を告げる
- ② 日本シャクリーの**製品の種類(栄養補給食品・パーソナルケア製品・ホームケア製品等を取り扱っていること)**を告げる
- ③ 面談の目的が「**シャクリーの連鎖販売取引ビジネスの会員登録のお誘いであり、もし登録をするのであれば登録料と一定の初回製品購入を伴うこと**」を告げる

* 注意点

: 「“経済の健康”についての話…」という表現だけに終止しない

: 相手が「食事の誘い」だと誤解したり、「楽しい仕事がある」など「就職」だと誤解するような表現は絶対にしない

2. プレゼンテーション(シャクリーの説明と登録へのお誘いのための面談)の時には…

- ① シャクリーの連鎖販売取引のビジネス概要を著した、日本シャクリー発行の「**法定書面**」を必ず手渡す
- ② **製品**(日本シャクリーの代表的な製品や自身の愛用製品、おすすめしたい製品、サクセスパックなど)**についての概要**を話す
- ③ **マーケティングプラン(少なくともグループボーナスについて)**を相手が正確に理解できるように説明する
- ④ **登録料・初回製品購入**(定期便でのサクセスパック、または30,000BV以上の製品注文)・**クーリングオフ・中途解約・返品**の制度や、日本シャクリーが登録者に送付するディストリビューターキット、契約内容を著した「法定書面」について説明し、同意を得られたら、**登録者本人による登録書面の記入と署名**を行なう

* 注意事項

- : 誰もが簡単にボーナスを得られる…などの誤認を招く表現は絶対にしない
- : 登録意思を示さない相手への長時間拘束や無理なおすすめは絶対にしない
- : 適切な判断が困難だと思われる相手へのおすすめは絶対にしない
- : 製品について効果・効能を謳ったり、製品使用前後の自分の写真を見せたり、「〇キロやせられる」など、身体的な数値変化に触れることは絶対にしない

どのような相手に対しても、どのような状況下にあっても、以上の手順を必ず実行し、『**シャクリー会員(ディストリビューター)登録**』の制度をご自身のグループの拡大に、ぜひともお役立てください。なお、本件に関するご不明点は、当社お客様相談室(フリーコール:0120-992-170/9:00~19:00 土日祝日除く)までお気軽にお問合せください。